（別表１）

経営革新計画

	申請者名・資本金・業種
申請者名： 資本金：	業　　種： 法人番号：
	実施体制
新事業活動の類型	経営革新の目標
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 １．新商品の開発又は生産 ２．新役務の開発又は提供 ３．商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ４．役務の新たな提供の方式の導入 ５．技術に関する研究開発及びその成果の利用 ６．その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ：＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
計画期間又は事業期間：　年　月　～　年　月	
研究開発期間：　年　月　～　年　月	事業期間：　年　月　～　年　月

経営革新の実施に係る内容

１．当社の現状と経営課題

２．経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）

経営の向上の程度を示す指標	現　状（千円）	計画終了時の目標伸び率（%） （事業期間終了時点）
１　付加価値額		（　年　月～　年　月（事業期間　年））
２　一人当たりの付加価値額		

補助的指標

	名　称	計　算　式	現　状	計画終了時の目標伸び率（%） （事業期間終了時点）
１				
２				

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　経営革新計画の承認の申請については、この命令による改正後の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条　この命令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この命令による改正後の規定により申請して承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例にかかわらず、なお従前の例によることができる。

省　令

○総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第五項第九号」を「第二条第六項第九号」に改める。

様式第一中「中小企業者が」を「特定事業者が」に、「第19条第３項」を「第19条第３項」に、「(1)承継等中小企業者」を「(1)承継等特定事業者」に、「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に、「(承継等中小企業者」を「(承継等特定事業者」に改める。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第四号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第四項の規定に基づき、中小企業等経営強化法第十六条第四項の主務省令で定める軽微な変更を定める省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎